

## 2, 4 2 8 名の特定行政書士が誕生しました ～新たな“行政不服申立手続代理業務”を通して、皆様をサポートします～

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫

平成 26 年 6 月に公布された「行政書士法の一部を改正する法律」により、日本行政書士会連合会（以下「日行連」といいます。）が実施する特定の研修を修了した行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができることとされました。紛争性を有する事案における手続について書類の作成を行い、またその手続の代理を業とすることができることとされたことは、国民の皆様からの期待も大きいものであり、私たち行政書士にとって、制度の大きな転換点となるものです。

この改正法が平成 26 年 12 月 27 日に施行されたことを受け、日行連は会則を改正するとともに、中央研修所のもとに諮問機関として「特定行政書士研修委員会」を設置し、学識者や日本弁護士連合会からご推薦いただいた弁護士の皆様にメンバーとなっただき、講義や考査について答申をいただきながら研修を実施してまいりました。

\*\*\*\*\*

まず、法定研修の実施に先立ち、平成 27 年 4 月より、会員が独自に予習する「プレ研修（事前研修）」を中央研修所のビデオ・オン・デマンド（VOD）方式で配信し、多くの会員がこれを受講しました。

続いて、同年 7 月から 9 月の 3 か月間、全国の行政書士会の協力を得てそれぞれの日程・会場で講義が実施され、3,638 名の会員が受講しました。その後、10 月 4 日に全国で一斉に実施した考査を 3,517 名が受験し、12 月 4 日を修了日として 2,428 名の特定行政書士が誕生しました。

今後は受講を希望する特定行政書士を対象としたブラッシュアップ研修を、北海道から福岡まで全国 6 会場で開催（後日 VOD 配信も実施予定）し、許認可分野における不服申立手続きのシミュレーションや事例研究、手続き書面（申立書等）の作成など、業務を円滑に行う上での必要知識等のさらなる習得を目指すこととなります。

\*\*\*\*\*

どの行政書士が特定行政書士であるかについては、日行連ホームページの会員検索等において知ることができるよう措置する予定です。また、特定行政書士が所持している行政書士証票にもその旨の記載があり、また、証票の色も他とは違う金系の色となります。

許認可等の申請から不服申立て手続までを一貫して取り扱うことができることとなる特定行政書士を先頭に、私たち行政書士は、行政手続における専門家として、行政の手続に関する円滑な実施に寄与するとともに、国民の皆様の利便に資するよう、一層努力してまいります。

おわりに、今般の法改正の推進にご理解をいただきました国会議員の皆様、特定行政書士法定研修の実施にご協力をいただきました学識者や弁護士の皆様、総務省、各都道府県行政書士会、その他関係各位に、改めて深く感謝申し上げます。この特定行政書士制度は、未来の行政書士制度の試金石となるものと考えています。今後も関係する皆様と連携し、ご指導いただきながら、特定行政書士制度を育て推進してまいります。

平成27年度特定行政書士法定研修 単位会別修了者数

No.	単位会	修了者数
01	北海道	79
02	秋田県	9
03	岩手県	11
04	青森県	10
05	福島県	25
06	宮城県	36
07	山形県	16
08	東京都	424
09	神奈川県	163
10	千葉県	130
11	茨城県	47
12	栃木県	24
13	埼玉県	130
14	群馬県	48
15	長野県	41
16	山梨県	20
17	静岡県	61
18	新潟県	34
19	愛知県	132
20	岐阜県	33
21	三重県	32
22	福井県	15
23	石川県	18
24	富山県	26
25	滋賀県	17

No.	単位会	修了者数
26	大阪府	179
27	京都府	71
28	奈良県	21
29	和歌山県	15
30	兵庫県	96
31	鳥取県	14
32	島根県	16
33	岡山県	28
34	広島県	69
35	山口県	14
36	香川県	13
37	徳島県	9
38	高知県	26
39	愛媛県	22
40	福岡県	94
41	佐賀県	21
42	長崎県	9
43	熊本県	38
44	大分県	20
45	宮崎県	15
46	鹿児島県	27
47	沖縄県	30

平成27年度 修了者合計	2,428 名
-----------------	---------